

# 羽島市景観計画

【概要版】



羽島市

2019.4～

## 景観計画策定の背景 ～景観法の施行～

平成15年7月に示された「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成が国の重要課題として位置づけられ、平成17年6月1日に「**景観法**」が全面施行されました。

景観法は、「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること（景観法第1条を引用）」を目的に制定された我が国で初めての景観に関する総合的な法律です。

これにより、都道府県や市区町村は、それぞれに「**景観行政団体**」となり、良好な景観の形成に向けた「**景観計画**」を定め、法的な根拠の下で、地域の特性に応じた景観形成誘導を行うなどの景観施策の実施が可能となりました。

## 景観計画／景観行政団体

**景観計画**は、景観行政団体が景観法第8条の規定にもとづき、良好な景観を形成するための目標や方針、ルールを定めた計画で、景観法に基づき必ず定めなければならない「**必須事項**」と、市町ごとに必要に応じて作成すべき「**選択事項**」、「**定めることが望ましい事項**」で構成されます。

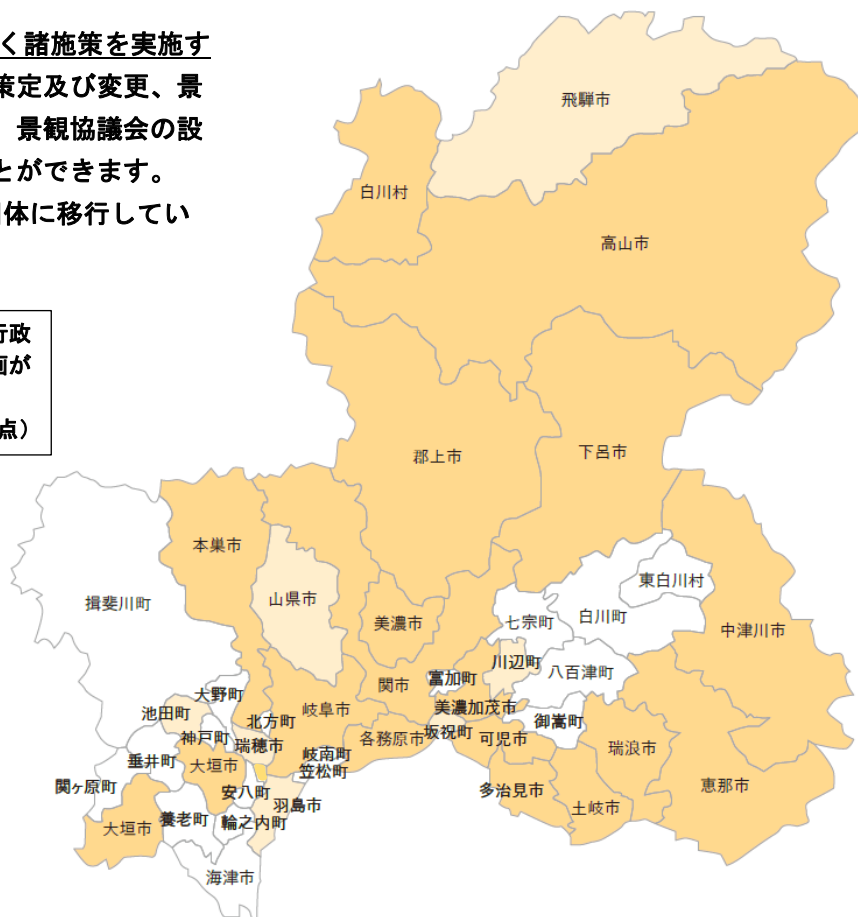
羽島市景観計画では、市全域を**景観計画区域**とし、市街地や田園における良好な景観の形成に向け、本市の景観構造や景観特性を踏まえた**良好な景観形成に関する方針**を示し、その方向性に則って**景観形成に係る行為の制限（景観形成基準）**と、市民、事業者、行政が協働で進める**景観まちづくりの施策**（※選択事項）を定めることとします。

**景観行政団体**とは、景観法に基づく諸施策を実施する地方公共団体のことで、景観計画の策定及び変更、景観計画に基づいた建築等の行為の規制、景観協議会の設立等、景観整備機構の指定等を行うことができます。

本市は平成26年3月31日に景観行政団体に移行しています。

岐阜県内では、岐阜県及び24市町村が景観行政団体となっており、そのうち17団体が景観計画が策定されています。

（平成29年3月31日時点）



## 羽島市の景観

本市では、平坦な地形に景観が広がっており、大きく市街地と市街地外に景域が分かれています。

市街地では、住宅地・商業地・工業地といった景観のまとまりがみられ、市街地外では、農地や河川など自然環境が景観要素となっています。



本市は、木曽川、長良川に囲まれ、逆川が縦断するなど、生態系豊かで潤いのある景観を形成しています。

また、道路や新幹線などの交通軸を移動する視点からは、沿道の街並み景観が変化し、幹線道路沿道には、賑わいのある景観が形成されています。



本市の景観を特徴づける拠点的な場所として、駅周辺など近年新しく整備・開発が進む都市的な拠点、社寺や史跡など昔からの本市の歴史・文化を受け継ぐ歴史・文化的な拠点、公園・緑地など身近に豊かな自然を感じられる自然の拠点がみられます。

## 景観形成の課題

景観を阻害する要素の改善

生活に潤いをもたらす良好な  
自然的景観の保全

【視点1】  
**まもる**  
良好な景観の  
保全

羽島市の個性をあらわす  
歴史・文化的景観の保全

【視点2】  
**なおす**  
良くない景観の  
改善

【視点3】  
**つくる**  
良好な景観の  
創造

新たな整備・開発と連動した  
良好な景観の創造

【視点4】 **はぐくむ**  
景観の保全・改善・創造に向けた取り組み

景観に対する市民意識の向上と  
協働の取組の推進

良好な景観形成に向けたルールづくり

## 羽島市の 良好な景観の形成に関する方針

本市は、景観構成要素となる河川や農地などの自然資源や、美濃路や竹鼻地区の歴史・文化を最大限に活用するとともに、市街地における秩序ある都市景観の形成を図ることで、快適で魅力ある都市づくりを推進するものであり、これに基づき、景観計画区域における景観形成の基本方針を以下のとおり設定します。

### 基本方針1 親しみのある良好な景観を大切にする

本市は、木曽川・長良川に挟まれ、広大な平野に田園が広がる水と緑豊かな景観がみられます。また、美濃竹鼻の街なみや円空仏など、歴史・文化を感じられる景観が残っています。これらの良好な景観は、本市の景観を特徴づけるものであるとともに、日々の生活に潤いをもたらす身近なものです。

このことから、これまで親しんできた本市にとって当たり前の景観を、これからも大切に保全します。

### 基本方針2 羽島市の新しい魅力となる景観を育てる

本市は、岐阜羽島駅や岐阜羽島 IC などが立地し、岐阜県の玄関口としての一面を持っています。それにふさわしい、新たな魅力となるような景観を育て、市内外の人に、より本市を好きになってもらうことで、交流の拡大や定住の促進などが期待できます。

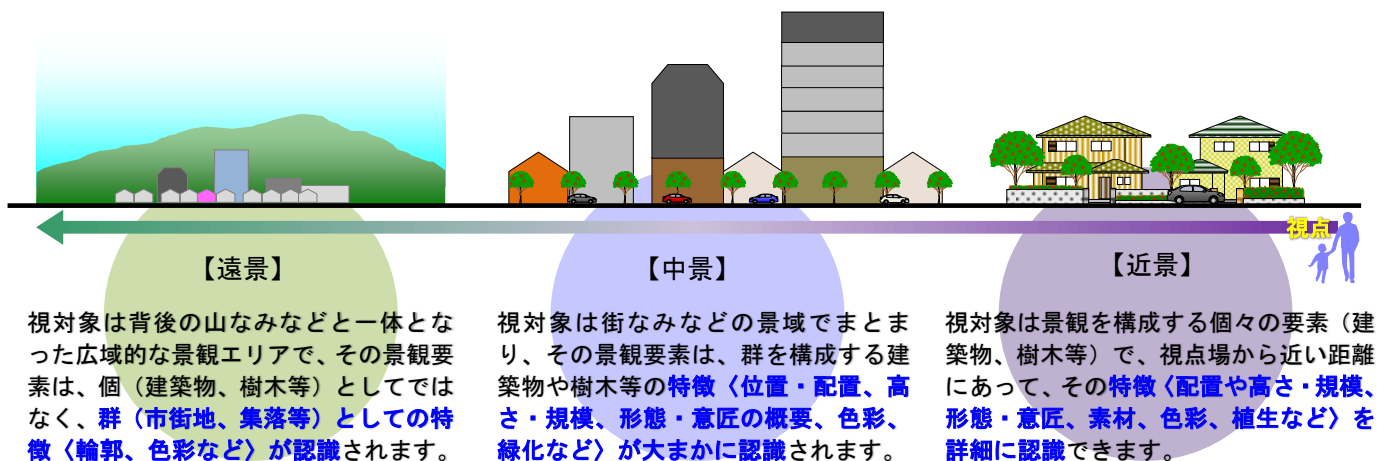
このことから、新たなまちづくりの動きがある場所では、周辺の景観に配慮するよう整備・誘導を行うなど、先導的に良好な景観を創造していきます。

### 基本方針3 良好な景観づくりに取り組む

景観は、その場所に関わる様々な人の営みによって、長い年月をかけて形作られるものです。市民を中心とした本市に関わる一人ひとりが、景観づくりの主体であることを自覚し、みんなで景観づくりに取り組むことで、市全体として調和のとれた良好な景観が育まれます。

## 羽島市の 景観形成誘導の考え方

本市は、景観を【遠景】、【中景】、【近景】に分け、景観計画区域に設定した地域ごとに、景観を『まもる』・『なおす』・『つくる』ための行為制限（景観形成基準）と制限対象を定め、強制力や厳密性の幅を持たせて景観形成誘導を図るものとします。



都市の景観づくり

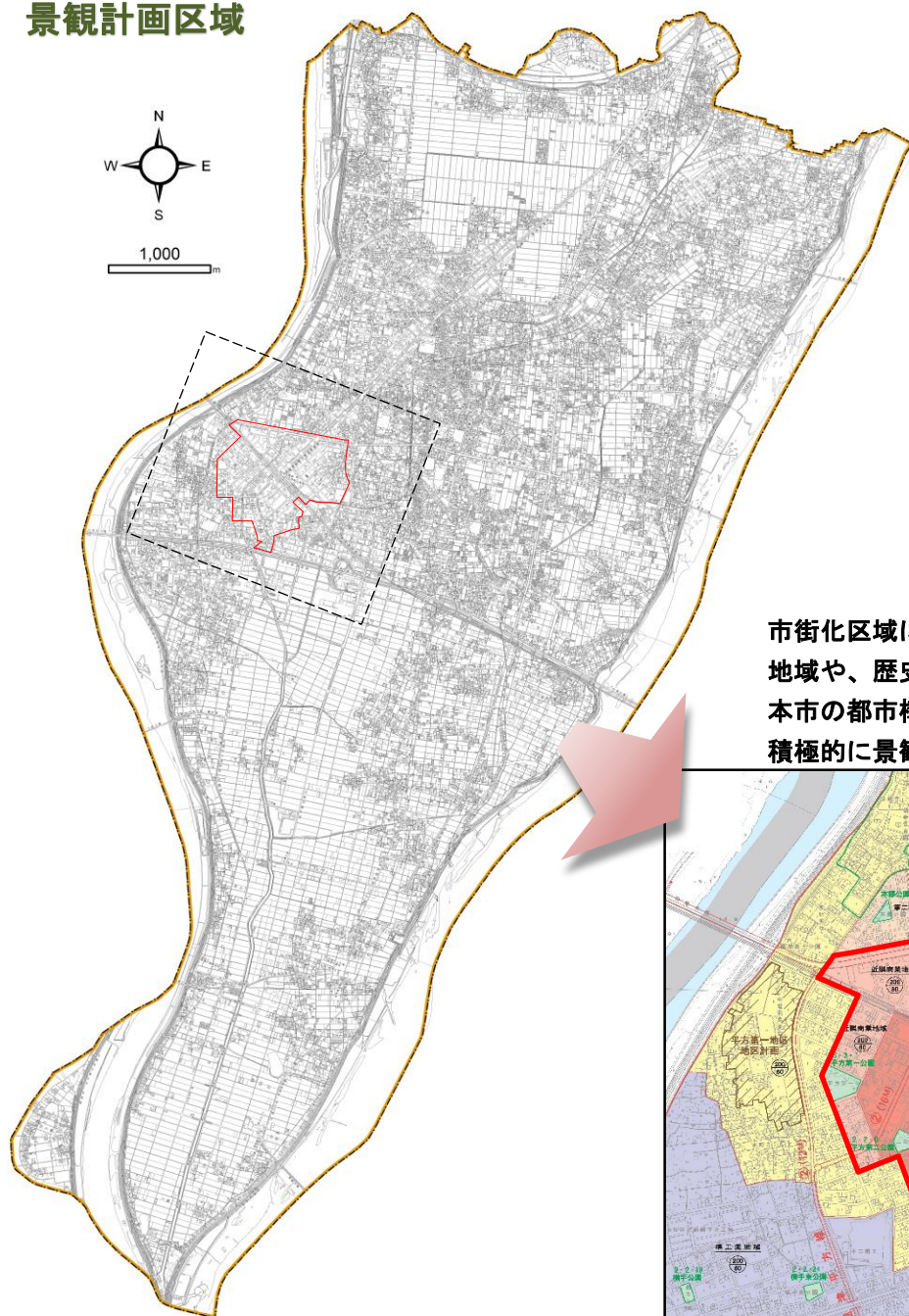
地域の景観づくり

地区の景観づくり

## 羽島市の景観計画区域

景観計画区域は市全域とし、本市の風景を構成する自然的景観と市街地景観のどちらに対しても適切な景観形成を図っていきます。

### 景観計画区域



### 景観形成促進地域

市街化区域において先導的に景観形成を図るべき地域や、歴史的・文化的風致を継承する地域を、本市の都市構造等の位置づけを踏まえて指定し、積極的に景観形成を促します。

### 岐阜羽島駅周辺地域



※その他、市内において相対的に街なみ景観への影響が大きい建築行為が想定される開発ポテンシャルの高い地域や、羽島市の歴史的・文化的特徴を保全している地域について、景観形成促進地域の指定を検討します。

# 羽島市の良好な景観の形成に関する方針

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

| 項目       | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置       | ○敷地における建築物の位置は、街なみの連続性や一体性に配慮し、 <b>壁面や軒先、塀・垣・柵等の位置を揃える</b> など、周辺建築物との調和に努める。                                                                                                                                                                                                                  |
| 高さ・規模    | ○高さや規模は、できる限り周辺の街なみから突出しないよう配慮する。<br>○高さや規模が周辺の街なみから突出する建築物は、 <b>形態や色彩、素材等で壁面の分節化を図る</b> など、周辺とのスケール感の調和に努める。<br>○歴史的建築物など優れた景観資源を有する伝統的な街なみが形成されている場合は、その景観を阻害しないよう、高さや規模が目立たないよう工夫する。                                                                                                       |
| 形態・意匠    | ○街なみの連続性や周辺景観との一体性に配慮し、奇抜な形態、意匠は避ける。<br>○地域が有する共通の景観的特徴を活かした意匠に努める。<br>○長大な壁面は、無窓など単調なものは避け、形態や意匠を工夫し、歩行者等に圧迫感を与えないよう努める。<br>○ <b>屋根の向きや形状に統一感がある場合は、周辺建築物と形態を揃える</b> など、街なみの調和に努める。                                                                                                          |
| 色彩       | ○基調となる色は、彩度を抑え落ち着いたものとするよう努める。<br>○基調色に明度の低い（暗い）色彩を用いる場合は、強調色や配合色に明度の高い（明るい）色彩を組み合わせるなど、重すぎる景観とならないよう努める。<br>○複数の色彩を使用する場合、及び部分的に強調色を用いる場合は、他の色彩や基調色との色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるよう努める。<br>○木材や石材などの自然素材を使用する場合は、伝統的意匠の継承等を除き、素材本来の色彩を用いるよう努める。<br>○屋根の色は、周辺で使用される色彩と著しく異なるものは避け、彩度を抑えた落ち着いた色調に努める。 |
| 素材       | ○地域性のある素材の使用に努める。<br>○耐久性や美観の持続性に配慮した素材の活用に努める。<br>○反射光のある素材を使用する場合は、 <b>反射性の低い無彩色のものとする</b> など、周辺からの見え方に配慮する。                                                                                                                                                                                |
| 設備・附帯施設等 | ○ベランダや屋外階段等は、 <b>建築物本体と調和した形態意匠に努める</b> 。<br>○外壁や屋根上、屋上等に設ける設備は、できる限り通りから目立たないよう工夫に努める。                                                                                                                                                                                                       |
| 外構・緑化    | ○街なみの連続性や一体性に向け、敷地内には適度な緑の確保に努める。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 門扉・塀・垣・柵 | ○位置、形態※、デザイン及び素材は、 <b>建築物本体と親和性の高いものとし</b> 、周辺の街なみとの調和に努める。<br>※土塀、石垣、生垣など                                                                                                                                                                                                                    |

## ～色の三属性による色彩のコントロール～

**色相** (Hue) : 赤、緑、青といった有彩色の色合い

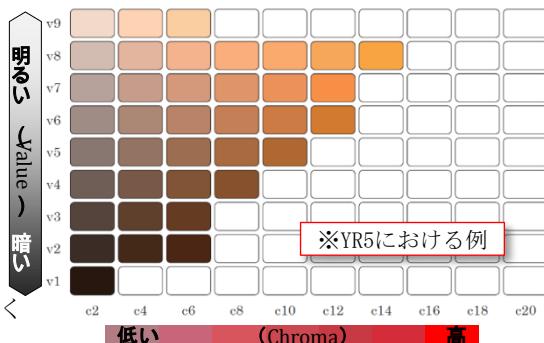
[R (赤), YR (黄赤), Y (黄), GY (緑黄),

G (緑), BG (青緑), B (青), PB (紫青),

P (赤紫), RP (紫)]

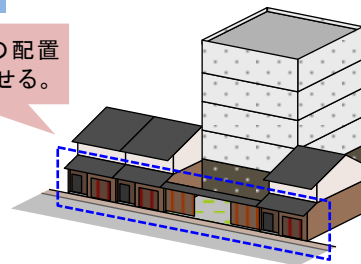
**明度** : 色の明るさの度合い

**彩度** : 色の鮮やかさ、くすみの程度

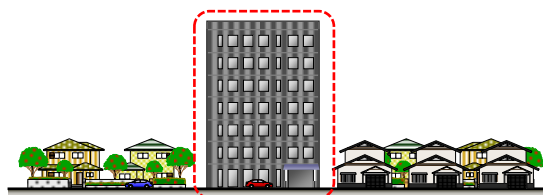


## 配置

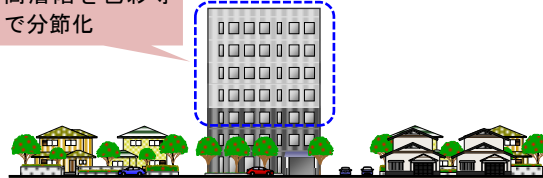
道路境界からの配置に統一感を持たせる。



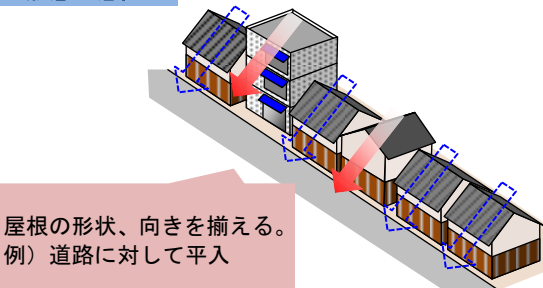
## 高さ・規模



高層階を色彩等で分節化

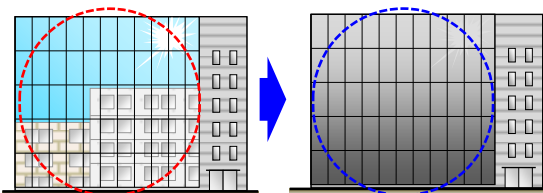


## 形態・意匠

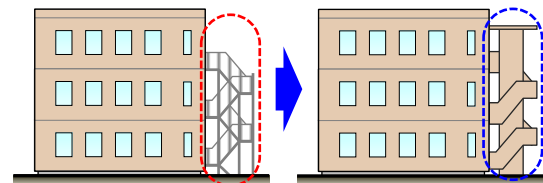


屋根の形状、向きを揃える。  
例) 道路に対して平入

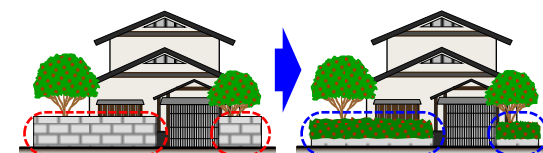
## 素材



## 設備・附帯施設等

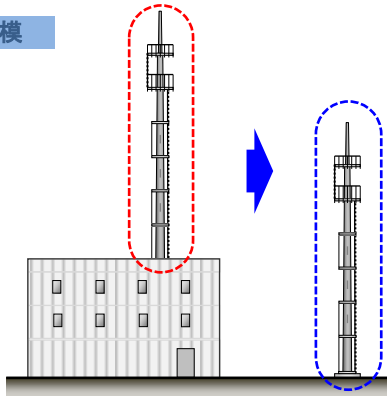


## 門扉・塀・垣・柵

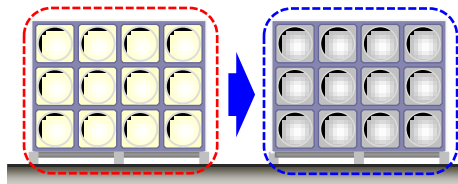


**工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することになる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更**

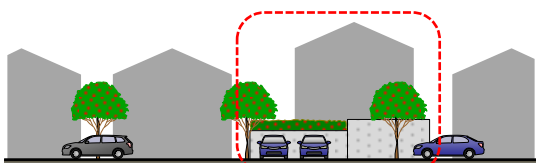
**高さ・規模**



**色彩**

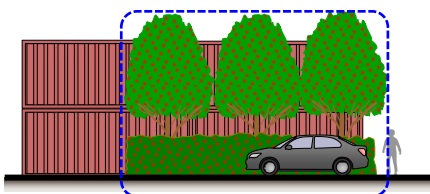


**法面**



周辺から突出した盛土は避ける。

**集積・貯蔵等の方法／遮へい**



| 項目    | 景観形成基準                                                                                                                         |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置    | ○敷地における工作物の位置は、街なみの連続性や一体性に配慮し、道路からの壁面や軒先の位置を揃えるなど、周辺建築物と調和のとれた配置に努める。<br>○道路から大きく後退して配置する場合は、街なみの連続性の確保に向け、塀や生垣等を施すなどの工夫に努める。 |
| 高さ・規模 | ○周辺の景観に <b>威圧感や圧迫感を与えない高さ</b> に努める。                                                                                            |
| 形態・意匠 | ○建築物とまとまりのある形態意匠に努める。                                                                                                          |
| 色彩    | ○周辺景観と調和した <b>落ち着いた色彩を基調</b> とする。<br>○明度が極端に低い（暗すぎる）または高い（明るすぎる）色彩、及び彩度が極端に高い（派手すぎる、鮮やか過ぎる）色彩は極力避ける。                           |
| 外構・緑化 | ○街なみの連続性や一体性に向け、敷地内には適度な緑の確保に努める。                                                                                              |

**開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発区域をいう。）等による土地の区画形質の変更**

| 項目    | 景観形成基準                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 盛土・切土 | ○周囲と <b>極端な高低差を生じるような盛土や切土は避ける</b> よう配慮する。<br>○自然や既存の地形を活かすよう配慮する。<br>○道路等に囲まれた街区に対し、極端に間口が狭く奥行きが長くなるような分割や細分化は避ける。 |
| 法面    | ○大規模な法面が生じないよう配慮し、芝や低木の植栽などの緑化措置に努める。<br>○擁壁等の構造物は、可能な限り必要最小限なものとし、石材等の自然素材やこれを模したものをを用いるなどの工夫に努める。                 |
| 外構・緑化 | ○周辺景観と調和した樹木は、可能な限り保全又は敷地内での移植を行うなど、緑化に努める。<br>○現状において開渠となっている水路や溝渠などは、可能な限り暗渠化せず、必要に応じて移設するなど、その保全に努める。            |

**屋外における土石、廃棄物等の物件の集積又は貯蔵等**

| 項目        | 景観形成基準                                                                                          |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 集積・貯蔵等の方法 | ○物件は、積み上げる高さを抑え、整然と集積するよう努める。<br>○集積する場所は、可能な限り前面道路など公共の場から容易に望見できる位置を避け、歩行者等に対する圧迫感を和らげるよう努める。 |
| 遮へい       | ○集積又は貯蔵等に使用する敷地については、 <b>道路境界や隣地境界を植栽等で遮へい</b> し、物件が容易に望見できないよう配慮する。                            |

詳しい内容につきましては、羽島市のホームページをご確認いただくか、または担当課までお問い合わせください。

**羽島市建設部都市計画課**

▽ <http://www.city.hashima.lg.jp>

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地  
TEL : 058-392-1111 FAX : 058-392-8238  
E-mail : toshi@city.hashima.lg.jp

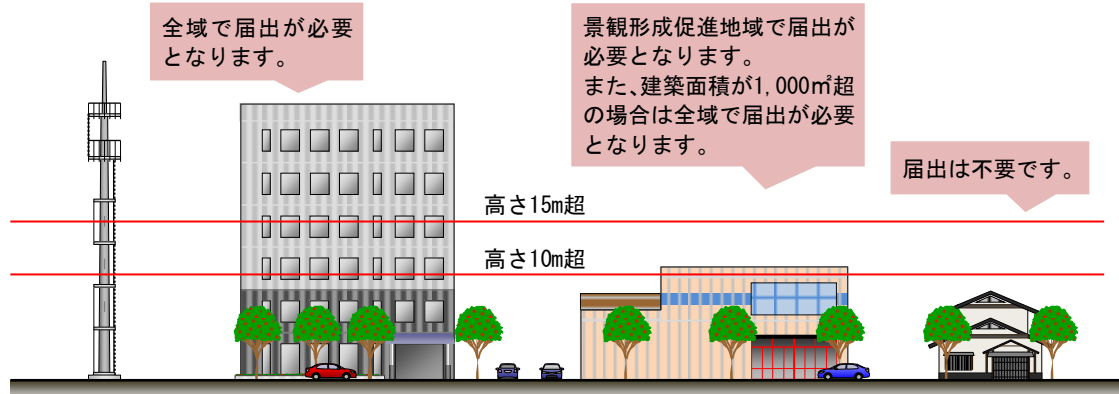
# 羽島市の景観形成基準審査（行為の届出）

## 「届出対象行為」

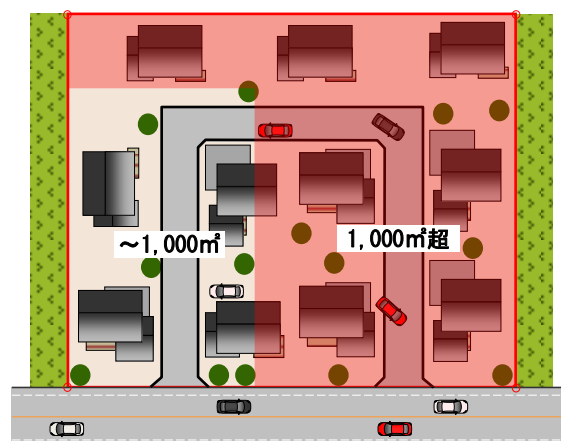
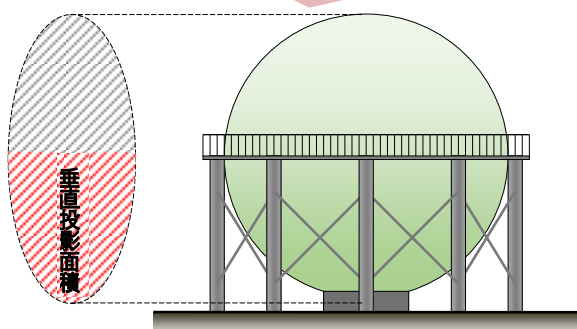
周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為を指定し、当該行為を行うにあたって、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を羽島市長に届け出るものとします。

| 届出対象行為                           | 景観形成促進地域を除く<br>景観計画区域                         | 景観形成促進地域                                      |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転               | 高さ15m超<br>又は<br>延べ面積1,000㎡超                   | 高さ10m超<br>又は<br>延べ面積500㎡超                     |
| 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更     | 上記規模の建築物で、変更に係る面積が垂直投影面積の2分の1を超えるもの           |                                               |
| 工作物の新設、増築、改築若しくは移転               | 高さ15m超                                        |                                               |
| 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更     | 上記規模の工作物で、変更に係る面積が垂直投影面積の2分の1を超えるもの           |                                               |
| 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為 | 開発面積1,000㎡超                                   |                                               |
| 屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積           | 堆積期間が90日を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が500㎡以上または堆積の高さが4m以上 | 堆積期間が90日を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が100㎡以上または堆積の高さが2m以上 |

※景観計画区域の一般的な地域では、届出対象を規模の大きな行為に限定することで、遠景レベルの景観形成を誘導します。一方、景観形成促進地域は、届出対象の範囲を拡げることによって、景観の形成誘導がより具体化し、中景レベルで景観形成基準を運用することができます。



高さ15m超で、ガスタンクの球面等の塗装（模様替え）を行う場合、垂直投影面積の1/2超で届出が必要となります。

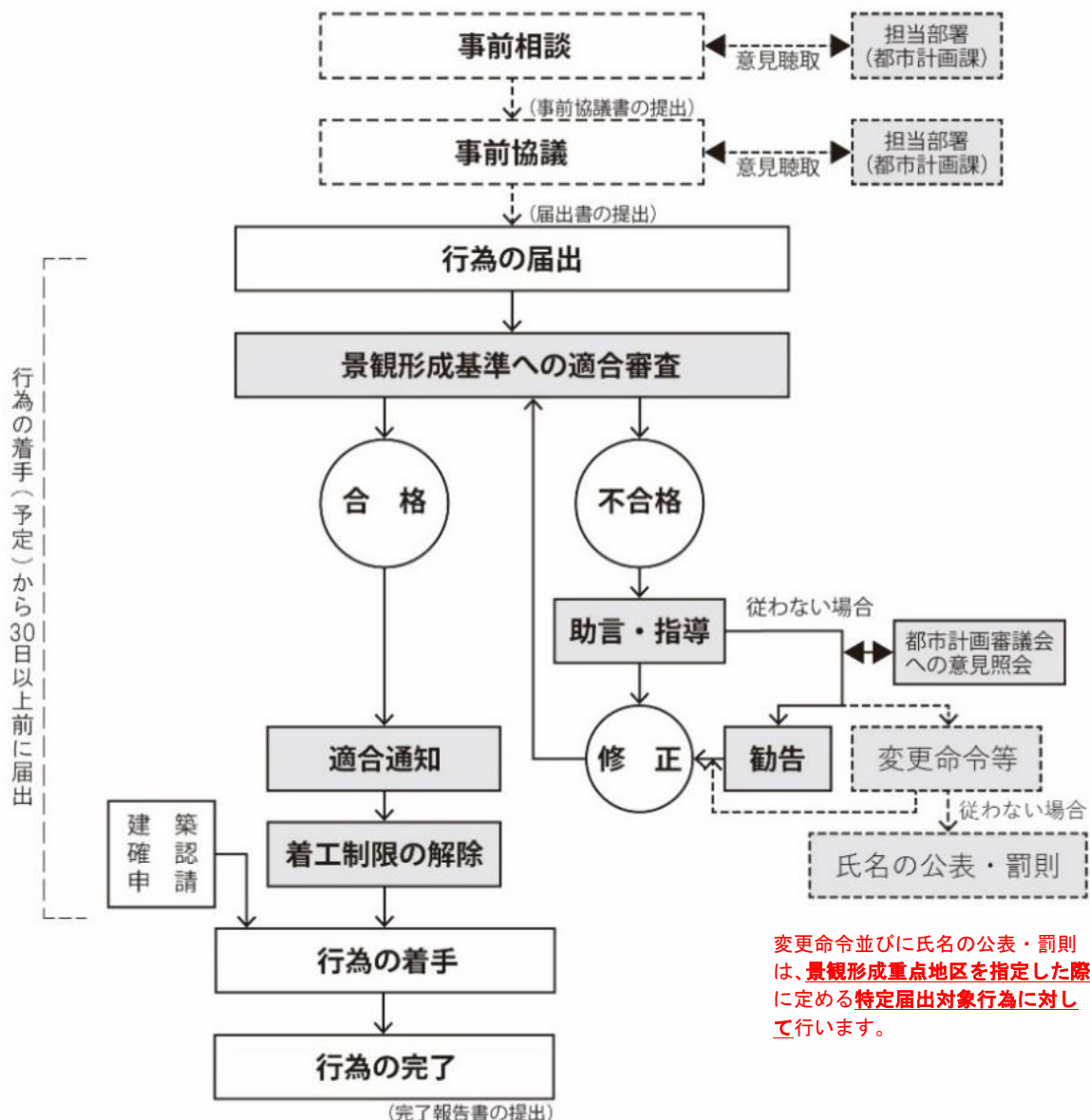


## 「届出対象行為」の審査

届出対象行為の景観形成基準への適合審査については、建築確認申請や開発許可申請等の法令上の手続きに先立ち、出来る限り早い段階（行為の着手から30日以上前）での届出を求めるものとします。

届出内容が本計画の景観形成基準に適合しない場合については、助言や指導、勧告等を行うこととします。  
なお、変更命令や罰則等の対象となる届出行為については、当初計画策定時においては定めません。

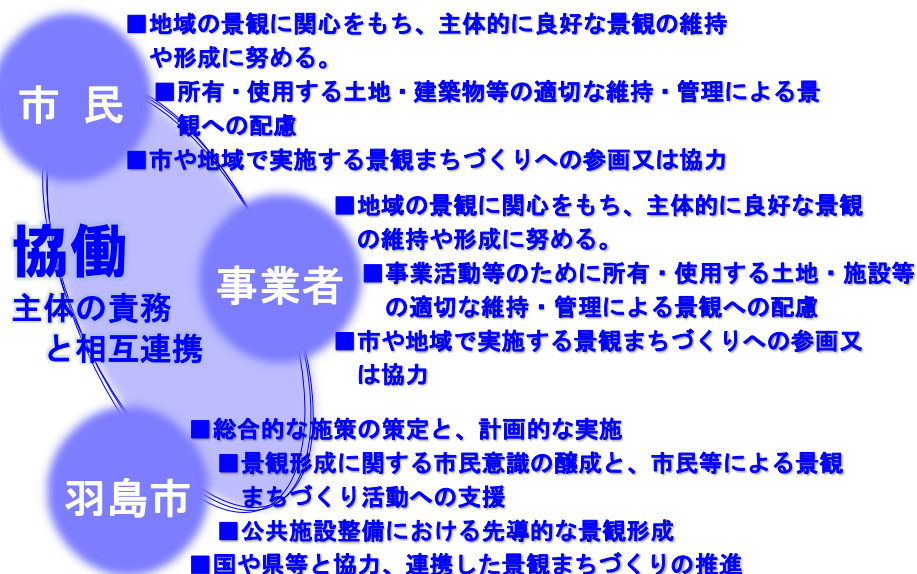
届出対象行為については、右図のとおり手続きを進めていただきます。  
事前相談、事前協議、行為の届出に際しては、行為の主（または設計者等の代理人）の方が、羽島市景観条例で定める仕様の書類・資料等を提出いただき、市が、当該行為が羽島市景観計画で定める景観形成基準に適合しているかどうか審査を行います。



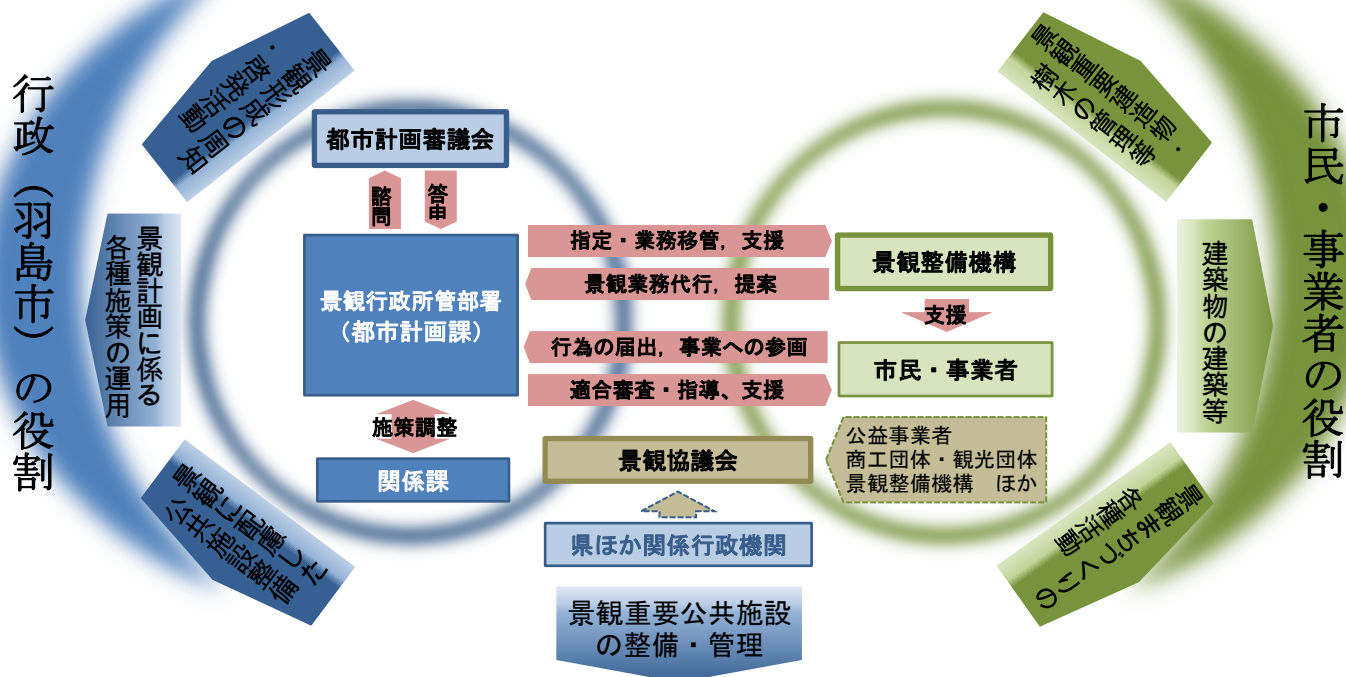
# 羽島市の景観まちづくりの推進

## 主体と役割

本計画では、市民や事業者等が地域社会の一員として様々な領域で主体的に景観形成に関わり、行政と協力、連携しながら景観まちづくりに取り組むものとし、それぞれの責務と役割を整理します。



## 景観まちづくりの体制と連携



### 都市計画審議会

景観形成に関わる各種計画や事業の検討、届出対象行為に関する勧告・変更命令、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、景観整備機構の指定、景観計画の見直しなどの重要事項については、都市計画審議会でも審査します。

その際、必要に応じて専門部会を設置します。

### 景観協議会

地域や地区レベルで良好な景観形成に向けた景観まちづくり活動を推進する際に、景観協議会を設置します。

関係者等の合意形成や相互協力に向け必要な協議・調整等を行うため、同協議会は、市や関係行政機関、経済団体、電気・通信、鉄道等の公益事業者、市民、NPO等で構成します。

### 景観整備機構

良好な景観の形成に関する事業に対し、専門知識をもってこれを援助する能力がある一般社団法人、一般財団法人、NPOを、景観整備機構に指定します。

同機構については、景観重要建造物等の管理や、景観重要公共施設に関する事業への参画、良好な景観の形成に関する調査研究等を市に代わって行います。

## 景観重要建造物／景観重要樹木

建築物や工作物などの建造物や樹木の中には、意匠や樹容に優れ、地域の景観を特徴づける景観資源が存在し、歴史的・文化的価値があり市民共有の財産として親しまれていたり、新たな都市のシンボルとして広く市民に認識されていたりするものがあります。

それらを**景観重要建造物**又は**景観重要樹木**として指定することによって、地域の歴史や特徴を活かした景観づくりの核として、その保全を図ることが可能となります。

なお、景観重要建造物の指定にあたっては、当該建造物が建築基準法上の要件を満たしており、かつ耐震性を保持していることが前提となります。

## 景観重要公共施設

公共事業（建造物や橋梁等の新築・修繕）の実施にあたっては、周辺の街なみ・風景と一体となった良好な景観形成に資することが求められます。

そこで、特に景観形成上重要な公共施設（道路、公園・緑地、河川・水路等）については、当該施設の管理者の協議・同意の下に**景観重要公共施設**に指定するとともに、必要な整備や占用許可等の基準を定め、適切な整備・修繕等に取り組むものとしします。

## 屋外広告物の表示・掲出

市内にある屋外広告物は、**岐阜県屋外広告物条例**に基づき、禁止地域（広告物の掲出ができない地域）や、屋外広告物の表示や掲出物件の設置等の行為についての制限を行っており、本計画に基づいた景観形成に向け、引き続き同条例の適切な運用を行っていきます。

## 良好な景観づくりに向けて（景観まちづくりの推進施策）

良好な景観づくりに向けて、次のような取り組みを進めていきます。

### 啓発活動

良好な景観の形成に対する市民の意識啓発を図るため、様々な手法・媒体を通じた情報発信や、フォーラムやシンポジウムの開催などに努めます。

また、歴史的な街なみに寄与する伝統的な町家の保全や、地域特有の形態意匠を活かした家屋の建築など、優れた景観づくりに貢献している建築物並びにその取り組み等に対し、認定・表彰等の制度の導入を検討します。

さらに、良好な景観の形成には、地域への愛着を育めることが重要であり、様々な機会を通じて景観教育・景観学習の推進に取組みます。

### 市民参画・協働事業の実施

市民や事業者等による道路、公園、河川等における季節の花の植栽などの美化・緑化活動や、これら公共空間を民間主体で利活用できる事業など、市民や事業者等が参画する機会を提供します。

### 住民等による景観まちづくり活動

地域における良好な景観の形成に向けた取り組みを行う市民団体に対し、技術的援助や活動・運営に対する支援を行います。

また、同団体の活動計画等に基づき、良好な景観形成を行う土地・建物の所有者等から必要な変更提案がなされ、その提案内容が本市の良好な景観形成に資するものである場合は、その内容について羽島市都市計画審議会で審議し、本計画に反映することとします。

### 他法令との連携

景観法の効力は、建築物や工作物の形態・意匠や色彩に関しては特定届出対象行為に指定することで変更命令まで可能となりますが、高さ（最高限度、最低限度）や配置（壁面の位置）、敷地面積の最低限度等については勧告に留まります。

したがって、景観計画で目指す良好な景観の形成の実現に向け、建築基準法や都市計画法など他法令等との連携を図っていきます。



羽島市景観計画【概要版】